

平成27年3月16日

川島町長 飯島和夫様

川島町行政改革推進委員会
会長 平修久

第4次川島町行政改革大綱について（答申）

平成26年7月10日付けで諮問された標記について、本委員会で慎重に審議した結果、下記のとおりまとめましたので、今後更なる行政改革の推進に努めてください。

記

1 第4次川島町行政改革大綱案について

はじめに

貴町における行政改革については、これまでも多様化・複雑化する行政ニーズに対応するため、財政の健全化や、簡素で効率的な行政運営を図る取組が進められてきたものと考えます。

一方、川島インター産業団地の開発により、固定資産税を中心として町税収入は確保されているものの、大幅な増加を期待できる状況ではなく、川島町の財政状況は依然として厳しい状況であると推測いたします。

これまでの行政改革の推進にあたり、行政運営の面では効率的・効果的なシステムの構築、財政的な面では健全な行財政運営の推進、人的な面では町民との協働及び職員の能力開発について改革しようとする姿勢は一定の評価に値するものです。しかしながら、これまでの取組を活かし、さらに健全な行財政運営を展開するためには、新たな視点に立った行政改革の推進が急務といえます。このことから、第3次大綱第3期行動計画の進捗状況の確認を踏まえながら、第4次川島町行政改革大綱について慎重に審議を重ねてきたところです。

昨今の厳しい財政状況を鑑みると、歳出においては、町の将来像を示した総合振興計画を押し進めるための適切な経費の配分、組織・機構のスリム化による行政の合理化・効率化の推進や、財政の健全化を図ることが重要となります。また、歳入

においては、公平性の視点による町税等の徴収の強化や、受益者負担の考えも視野に入れた利用料、使用料の見直し等、自主財源の確保に努めていただくことも必要です。さらに、行政改革の推進にあたっては、効果の検証と進捗状況を、行政改革推進委員会へ報告のうえ、定期的に住民に公表すること及び改革の実施内容を逐次見直していただきたいと考えます。

なお、第4次川島町行政改革大綱での行政改革の取組について、委員から出された意見は次のとおりです。

改革の基本方針について

(1) 住民サービスの向上と効率的な行政運営の推進

- ①窓口サービスについては、社会情勢の変化を的確に捉え、町民のニーズに沿ったものとなるよう努めてください。
- ②町民・企業と連携した公共サービスについて検討するにあたっては、コスト面のみならず、町民の満足度にも留意してください。
- ③町民と協働でのまちづくりについては、「協働」の範囲を双方で共有することを念頭に推進するよう努めてください。

(2) 健全な財政運営の推進

- ①町の将来像を見据えたうえで、明確な戦略をもって財政運営を行ってください。
- ②公共施設等の総合管理については、町民の意向やニーズを把握し、行政サービスの向上につながる計画を策定した上で実施するよう努めてください。
- ③補助金や負担金については定期的に見直し、適切な配分となるよう努めてください。

(3) 意識改革による職員の資質向上

- ①職員の意識改革は、行政改革を推進する上で不可欠です。職員のモチベーションを高めつつ、真に町民目線で職務が遂行できる職員の育成に努めてください。
- ②職員研修については、参加することを目的とせず、職員の能力向上につながるものとなるよう、その効果の測定方法について検討してください。
- ③審議会の目的を十分に理解し、統廃合を含めた整理については、社会情勢の変

化に応じて逐次実施してください。

進行管理及び評価について

- ①行政改革が、効率よく、効果的に推進されるよう、大綱における改革の体系図を捉えた進行管理に努めてください。
- ②所管課における取組という視点ではなく、庁内全体で取り組む意識を持って行政改革を推進してください。それぞれの行動計画の目的を、各部署においてどのように達成するのか十分に検討してください。
- ③各行動計画を適正に評価することで、その後の取組の効果がより高まるため、進捗状況や実績について、適正な評価を実施してください。

おわりに

今後の川島町の発展のためには、経費削減を重視した改革の考え方ではなく、適切な経費による効率的な行政運営を行う必要があると考えます。

川島町民の期待に応えることができるまちづくりを進めるために、町の将来像を見据え、事業の重要性や緊急性を精査し、職員の資質向上によって、町民サービスの向上に努められるよう要望します。

最後に、第4次川島町行政改革大綱に示された取組を、町民理解のもとに着実に実行され、行政運営の合理化・効率化に向けて積極的に取り組まれることを申し添えて答申とします。

川島町行政改革推進委員会 開催経緯

年 月 日	内 容
H26. 7. 10	第3次川島町行政改革大綱第3期行動計画について
H26. 8. 4	第3次川島町行政改革大綱第3期行動計画について
H26. 9. 11	中間報告案について
H26. 11. 25	第4次川島町行政改革大綱案について
H27. 2. 20	第4次川島町行政改革大綱案について
H27. 3. 16	第4次川島町行政改革大綱への答申について

川島町行政改革推進委員会委員名簿

	役職	氏 名	職名など
1	会長	<small>たいら</small> 平 <small>のぶひさ</small> 修久	聖学院大学 政治経済学部政治経済学科 教授
2	委員	<small>にしむら</small> 西村 <small>わたる</small> 弥	明治大学(政治経済学部) 専任講師
3	〃	<small>いまい</small> 今井 <small>としのり</small> 敏義	川島インター産業団地工業会 紅屋オフセット株式会社 社長
4	〃	<small>かわべ</small> 河邊 <small>せいぞう</small> 誠造	三井精機 専務取締役
5	〃	<small>あおなみ</small> 青波 <small>こういち</small> 宏一	本田航空株式会社 代表取締役社長
6	〃	<small>もりや</small> 森谷 <small>せいじ</small> 清治	川島町区長会 会長
7	〃	<small>たかくら</small> 高倉 <small>ふみこ</small> 富美子	元埼玉県南児童相談所長
8	〃	<small>しみず</small> 清水 <small>よしあき</small> 芳明	公募
9	〃	<small>たぐち</small> 田口 <small>しげのり</small> 滋土	公募
10	〃	<small>ねぎし</small> 根岸 <small>ちえみ</small> 知恵美	公募

川島町行政改革推進委員会設置条例

昭和60年3月26日

条例第2号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、川島町行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、川島町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

(会長)

第4条 委員会に、会長を置き委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成17年条例第2号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

川政発第 546 号

平成26年7月10日

川島町行政改革推進委員会会長 様

川島町長 高田 康男

川島町行政改革大綱について（諮問）

このことについて、川島町行政改革推進委員会設置条例（昭和60年3月26日条例第2号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 第3次川島町行政改革大綱第3期行動計画について
 - （1）平成25年度の実績評価と今後の方向性について

- 2 第4次川島町行政改革大綱について